



事 務 連 絡
平成29年9月1日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新たに設定された仙骨神経刺激装置植込術及び交換術の施設基準に係る届出の取扱いについて

仙骨神経刺激装置植込術及び交換術については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成29年8月31日保医発0831第6号）別添1において新たに施設基準を設けたところです。

今般、新たに施設基準の届出を行った場合等の取扱いについては、下記のとおりとするので、保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご協力をお願いいたします。

記

- 1 今回新たに施設基準を設けた仙骨神経刺激装置植込術及び交換術の施設基準の届出については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）のK190-6仙骨神経刺激装置植込術の（6）及びK190-7仙骨神経刺激装置交換術の（2）によること。
- 2 1の届出については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日保医発0304第2号）第2の8の規定にかかわらず、届出書の提出があった場合には、速やかに要件審査をし、届出の受理が行われたものについては、受理日より算定することができるものとする。
- 3 今回新たに施設基準を設けた仙骨神経刺激装置植込術及び交換術の届出の受理番号については、「（仙神植交）第 号」とするので、届出書の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。
なお、当該受理番号については、各地方厚生（支）局における取扱いの実情を踏まえ、当分の間、各地方厚生（支）局ごと又は各事務所ごとに書面等にて管理することも差し支えない。